



平成 27 年 7 月 27 日

各 位

会 社 名 ビオフェルミン製薬株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤 本 孝 明  
(コード番号 4517 東証第 1 部)  
問合せ先 総 務 部 長 松 本 剛  
(TEL : 078 - 575 - 5501)

### 社外取締役および監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、本日付にて当社定款第 27 条および第 35 条の規定に基づき、社外取締役および監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 社外取締役および監査役の氏名

- ・社外取締役 松本 輝臣
- ・社外監査役 大槻 信之
- ・社外監査役 犬賀 一志

#### 2. 責任限定契約の締結日

平成 27 年 7 月 27 日

#### 3. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成 27 年 5 月 11 日付「定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、取締役および監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)に基づく取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役の責任限定契約に係る規定を新設する定款変更議案を、当社第 129 期定時株主総会に付議し、当該議案は原案どおり承認可決されましたので、平成 27 年 7 月 27 日付にて社外取締役および監査役との間で当社定款第 27 条および第 35 条の規定に基づく責任限定契約を締結いたしました。

#### 4. 当社定款

##### 第 27 条

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

##### 第 35 条

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

以上